

中小企業いばらき



茨城県中小企業団体中央会
第61回 通常総会

6

2016 June
No.692



Photo: 第61回通常総会

【ビジネス大百科】

平成28年度 茨城県中小企業団体中央会 事業計画の概要

茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/> (いばらきビジネス大百科) 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

CONTENTS

- ひたち野 1
- ビジネス大百科 2
- ニュースフラッシュ 6
- インフォメーション 10
- 日本列島組合最前線 14
- 理事長インタビュー 16
- 業況リポート 18
- 中央会だより 20

平成28年度茨城県中小企業団体中央会 事業計画の概要

去る5月31日、本会の第61回通常総会を開き、平成28年度の事業計画を決定しました。本年度、本会が取り組む事業の概要を紹介いたします。各事業に関してご相談等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※文中の《》内は各事業の担当課

《全》全課、《総》総務企画課、

《特》特定支援課、《団》団体支援課

◆ 重点活動事項 ◆

1. 巡回訪問等による既存組合等に対する活性化・運営支援の強化
2. 新規組合の設立並びに新たな組織化の促進
3. 組合等の人材育成の推進
4. 農商工連携・地域資源活用等に関する支援
5. ものづくり基盤強化と技術継承の支援
6. 中小企業の海外展開に対する支援
7. 中小商業・サービス業等の活性化支援
8. 中小企業及び組合のIT化推進支援
9. 外国人技能実習制度に関する適正化支援
10. 雇用・労働関連事業の推進と労働施策の周知徹底
11. 下請中小企業等に対する支援
12. 中小企業組合等に対する消費税軽減税率導入対策への支援
13. 青年中央会及び組合青年部、レディース中央会及び組合女性部活動の支援
14. 中小企業及び官公需適格組合の受注機会確保の支援
15. 中小企業等の環境経営活動の支援
16. 中小企業支援ネットワーク構築の推進

◆ 事業内容 ◆

1. 中小企業組合等の設立支援等

(1) 設立相談への対応《全》

未組織中小企業者や任意グループ等からの窓口相談、設立する際の具体的な方法や手続き等、現地支

援等により積極的な連携組織化支援を行う。

(2) 小企業者組織化特別講習会《連》

小企業者組合（従業員の数が5人以下（商業・サービス業は2人以下）の企業をいい、これら小企業者が構成員の4分の3以上を占める組合を「小企業組合」と定義）の運営の向上、小企業者の組織化促進、経営の向上等を図るための講習会を開催する。

(3) 連携・組織化推進事業《連》

コーディネート支援を必要とする企業やグループの案件発掘、計画具体化を図るために連携支援を行うとともに、新事業に意欲のある中小企業者に対し、連携組織化を推進する。

また、ものづくり、新分野進出、新連携体構築等一定のテーマを有する中小企業グループ・任意団体等を対象に出会いの機会の提供や専門家を活用しての運営支援、各グループ等にマッチした連携組織の提案、結成・活動支援など総合的な支援を行う。

2. 中小企業組合等の運営支援

(1) 巡回指導事業《全》

担当指導員が組合事務所等を訪問して、組合運営の適正化や事業の活性化に向けた提案など支援を行う。また、課題を抱える組合員等企業からの要請に応じて随時訪問し、課題の抽出・整理、取り組み策の提案などを行う。

(2) 小企業者組合等に対する支援《全》

小企業者組合等に対し、経営や経理、税務、組合運営等についての実地指導支援を行う。

(3) 組合等役員・組合員研修事業《団》

組合等の役員と組合員を対象に、組合の活性化・運営の適正化を図るための研修会を開催する。

(4) 組合等事務局役職員研修事業《団》

組合等の事務局役職員を対象に、組合等の運営・管理の適正化を図るための研修会を開催する。

(5) テーマ別研修事業《特》

中小企業を取り巻く厳しい環境に対応するためには、課題等を整理することが必要となってくることから、テーマ別に研修会を開催する。本年度は事業

承継について研修する。

(6)組合等活性化支援事業《団》

組合等が抱えている会計・税務、経営、法律、労働、技術など高度な専門知識を要する課題について、専門家を派遣するなど課題解決に向けた支援を行う。

(7)組合トップセミナーの開催《総》

組合の舵取り役、牽引役である理事長や幹部役員を対象に研修会を開催する。

(8)外国人技能実習制度適正化事業《団》

指導員による組合運営指導に加え、外国人技能実習制度に精通した専門家を派遣し、個別に不適切な運営の是正・改善指導を行うとともに、適正化に向けた講習会を開催する。

(9)組合等国内外販路開拓支援事業《特》

中小企業においては販路の弱さやノウハウ、情報の不足等による販路開拓等が課題となっているため、商品のマーケティング、販売ルートの開拓等について支援する。

(10)組合等機能革新支援事業《連》

厳しい経営環境を組織の力で打開し、経営革新や共同事業の活性化等に資するため、共同事業の再構築等による機能強化など、組合機能を革新させるため実践的な支援を行う。

(11)組合等環境経営支援事業《特》

経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底などメリットも多く、中小企業に役立つ環境経営システムとして注目されている「エコアクション21認証・登録制度」をテーマにセミナーを開催し、中小企業及び組合の環境経営への取り組みを支援する。

(12)取引力強化推進事業（新規）《総》

小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るため、組合が行う共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等の取組みに対して助成する。

(13)消費税軽減税率対策窓口相談等事業《団》

消費税引き上げの影響と対応状況を的確に把握し、中小企業者が円滑な消費税転嫁を行えるようにセミナーを開催するとともに、価格転嫁に関する相談窓口を設置する。

(14)コンピュータ・ネットワーク設置運営《総》

コンピュータ機器等クライアント・サーバーネットワークシステムの構築を図り、中小企業及び組合等が抱える課題に的確かつ迅速な支援を行う。また、データを整備・蓄積し、容易に検索することができ体制を整備する。

3. 調査・研究

(1)労働事情実態調査事業《総》

県内中小企業1,300社を対象に労働事情実態調査を行い、労務管理関連指標として情報提供を行う。

(2)中小企業政策問題研究事業《総》

中小企業及び組合等の経営実態を把握し、中小企業施策等に関する提案を行うための研究会を開催する。

(3)業界景況ウォッチング事業《総》

会員組合等の役職員50名を連絡員に委嘱し、毎月、中小企業の景況や業界の動向、要望等を収集する。本情報は、機関誌（中小企業いばらき）や中央会のホームページで周知する。

(4)中小企業景況調査事業《総》

中小企業基盤整備機構は全国の中小企業約19,000社を対象に、4半期ごとに業況判断・売上高・経常利益等のDI値を産業別・地域別等に算出する景気動向調査を実施。当会では同機構から委託を受けた全国中小企業団体中央会からの受託事業として、県内調査（調査員12名、調査企業数60社）を実施する。

(5)資料収集加工事業《総》

他の模範となる先進的組合の事業展開ノウハウ等を収集し、事業活性化の一助とするため、他の組合等に普及する。

(6)官公需受注確保対策研究事業《特》

官公需の受注確保を図るため、発注者である国の契約方針に対する認識等について調査するとともに、中小企業者への官公需受注確保対策について懇談し、中小企業の受注確保と体制整備などを研究する。

(7)業種・業態別研究事業（新規）《特》

業種・業態別の組合代表者等から、各業種業態で抱えている経営課題を抽出。専門家等を活用して解決策を見出すとともに、今後の活性化策を研究する。

4. 情報の提供・広報

(1)情報提供事業《総》

情報誌、新聞紙面等を通じて、国・県等の各種重要施策やそれらの活用事例、組合等の運営事例などの情報を提供する。

①機関誌「中小企業いばらき」毎月1,200部発行

②茨城新聞紙面の「中央会ニュース」

毎週月曜日掲載

③中央会ホームページ「いばらきビジネス大百科」の随時更新

④国や県等で発行している中小企業対策に関するパンフレット等入手し配布する。

(2)連携組織普及啓発事業《総》

連携組織化の促進、各組織の事業拡大を図るため、中小企業による連携組織についてテレビやラジオ、新聞、印刷物やホームページなどを活用して広く周知する。

(3)中小企業連携組織活力強化シンポジウム事業《連》

中小企業連携組織の普及拡大を図るため、県内各方面で活動している中小企業組合等の活動状況等を紹介するとともに、連携組織の重要性に関するシンポジウム等を開催する。

(4)経営革新計画策定等普及広報事業《連》

中小企業や組合が中小企業新事業活動促進法に基づいて新たな取り組みを行い、経営基盤の強化に取り組む「経営革新計画承認制度」の周知啓蒙を図るため、同制度の普及啓発に係る事業を実施する。

5. 組合・組合員等の労働対策

(1)次世代育成支援対策推進センターの運営《総》

厚生労働省から「次世代育成支援対策推進センター」に指定されたのを受けて、組合傘下企業を対象に、次世代育成支援対策推進法及び一般事業主行動計画の策定・推進等の啓発・相談等を行う。

(2)労働事情実態調査事業（再掲）《総》

6. 中小企業の組合、組合員等の人材育成対策

(1)組合青年部の設置促進と育成支援《団》

組合青年部の必要性、設立の効果についての広報活動と設立に向けた支援を行うとともに、個別の組合青年部が実施する研修会への経費支援等を行う。また、当会の青年部組織である茨城県中小企業青年中央会を通じて、県内の青年部間の交流や組合青年部を対象とした研修会等を行い育成・振興を図る。

(2)組合女性部の設置促進と育成支援《団》

組合女性部（女性グループ）の必要性、設立の効果についての広報活動と設立に向けた支援を行う。また、当会の女性部組織である茨城県中小企業レディース中央会を通じて、組合女性部、女性グループを対象にした研修会を行い育成・振興を図る。

(3)茨城県中小企業団体職員互助会の育成《総》

組合等の専従役員で構成される「茨城県中小企業団体職員互助会」は、会員同士の交流や研修会の開催、各種給付金の支給を行っている。当会として互助会の運営を支援する。

7. 組合、組合員企業の金融支援

(1)金融制度促進事業《団》

県等の融資制度の普及・相談等について支援するとともに、県制度融資に係る認定窓口として、設備投資支援融資や新事業促進融資等の手続き等について支援する。

(2)中央会推薦貸付制度（商工中金）《団》

商工中金と提携し、地域資源活用や環境対策など中央会が支援するテーマに積極的に取り組む組合・組合員を対象に、中央会が推薦することで優遇利率による金融支援（「中央会推薦貸付制度」）を行う。

8. 組合員企業等の経営力強化

(1)連携・組織化推進事業（再掲）《連》

(2)地域特産品開発支援事業《連》

地域特産品等の販路拡大のためのマッチング会の開催やマーケティング戦略の習得を目的とした人材育成塾を開催することにより、県内中小企業等による地域資源の活用や農商工連携による新商品開発・販路開拓を支援するとともに、地域の中核的な人材を育成する。

(3)経営革新等支援機関としての中小企業経営支援《連》

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年12月に認定されたのを受け、中小企業の経営に寄り添う親身な支援機関として、他の認定支援機関（中小企業支援機関、金融機関等）とも連携し、経営の分析から経営計画の策定、その後のフォローアップ等中小企業の経営力強化のための様々な支援メニューを展開する。

(4)経営革新計画策定等普及広報事業（再掲）《連》

(5)いばらき商人塾事業《団》

中小商業者が魅力ある個店づくりに取り組むための実践的知識を習得する研修及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を行うことで、中小商業及び商店街の活性化を促進する。

(6)中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業《特》

試作品・新サービスの開発、設備投資等を支援する平成25年度補正、平成26年度補正「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新補助金」を活用する県内中小企業に対し、茨城県地域事務局として事業実施管理並びに事業のフォローアップ等の支援を行う。

(7)ものづくり・商業・サービス新展開支援事業《特》

平成27年度補正の「ものづくり・商業・サービ

ス新展開支援補助金」について、公募・申請書受理から採択等手続きをはじめ、事業実施管理並びに事業のフォローアップ等の支援を行う。

(8)エコアクション21の普及促進《特》

「エコアクション21」はISO14001の規格をベースに環境省が策定した、中小企業にも取り組みやすい環境経営システムの認証・登録制度。当会では、「エコアクション21地域事務局いばらき」として、制度の普及啓蒙、認証、登録審査の申込受付、可否判定などの業務を通して、中小企業の環境への取り組みを側面から支援する。

(9)組合等環境経営支援事業（再掲）

9. 指導員等の能力開発《総》

(1)全国中央会及び関東甲信越静岡ブロック指導員等研究会への参加

指導員等の資質の向上を図るため全国中央会等が実施する研修会に指導員等を派遣する。

10. 共済制度の普及促進《総》

組合及び組合員事業所の経営安定、福利充実等を図るため、各種共済制度の普及を行う。

(1)中小企業退職金共済制度

(2)小規模企業共済制度

(3)中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度

(4)特定退職金共済制度

(5)中央会共済制度（三井生命保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱との連携）

(6)中小企業P L（製造物責任）保険制度、海外P L保険制度

(7)個人情報漏えい賠償責任保険

(8)中央会取引信用保険制度

(9)イベント保険団体制度

11. 中小企業運動、陳情・建議、施策創設への提言

(1)中小企業政策問題研究事業（再掲）《総》

(2)専門委員会の開催《総》

多岐に渡っている中小企業連携組織のニーズ・課題をより詳細に把握するため、総合・環境・工業、組織・金融・税制、流通、労働、の5つの専門委員会を設置し、当会の役員に委員を委嘱し、業界のニーズ・課題について協議、検討、課題解決のための合意形成を図る。

(3)中小企業運動《総》

①第68回中小企業団体全国大会

全国の中小企業団体の代表者らが一堂に会し、国等に対して中小企業振興施策の強化充実等の要望等を提出し、その実現を図る。

開催日 平成28年10月19日(木)

開催場所 石川県金沢市

「いしかわ総合スポーツセンター」

②その他

中小企業に対する政策などの要望事項を国や県などに建議・陳情し、その実現を図る。

(4)茨城産業会議《総》

県内中小企業や中小企業団体の活性化を図るため、当会を含む県内経済4団体で茨城県産業会議を構成する。本県ので産業・経済界の重要課題について研究討議し、問題解決に向けた提言や啓発活動を行う。

12. 表彰《総》

通常総会において優良組合、組合功労者、優秀専従役員等の表彰を行う。

また、会員組合等の記念式典等において、その申請により一定の要件を満たす場合に表彰を行う。



エコアクション21勉強会費用「0円」!!

エコアクション21

4回の集合勉強会で、仕組みの構築と運用を行い、認証登録に向け協働作業を行います。

ISO14001:2015年版への対応は!!

2015年版の理解とシステム再構築の集合勉強会(2社以上からの開催(有料))

■環境経営システム導入のメリット

☑ 顧客、取引先のニーズに応えます。

☑ CO₂、化石燃料、廃棄物の各削減等により環境対策と経費削減が実現します。

☑ 方針、コンプライアンス、目標管理、従業員教育、手順化・標準化、緊急事態への対応、是正処置、経営層による見直し等のPDCAを展開することにより、事業全般に良い影響をもたらします。

■自治体、各種団体、各種士業皆様 連携して普及活動を行いませんか。ご一報ください。

茨城県のエコアクション21/ISO14001審査、コンサルのプロ集団

特定非営利活動法人 環境NPOいばらき

連絡先/TEL:090-7190-5131/0297-45-0864

FAX:0297-45-0864 Email:hishii@plum.plala.or.jp

ホームページ/環境NPOいばらき ☑ クリック 担当:石井晴光

